

京都市会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成19年10月12日

京都市会議長 内海 貴夫

京都市会規程第2号

京都市会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程

京都市会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

第1条中「及び条例附則第2項に規定する資産等報告書（以下「資産等報告書」という。）」を削る。

第3条中「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第5号」に、「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「第75条第1項」を「第67条の11第1項」に改める。

第4条第1項中「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第5号」に改め、「株券」の右に「，金銭信託」を加え，同条第2項から第5項までの規定中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第6号」に改める。

第1号様式4中「，貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め，同様式4(3)及び同様式5を削り，同様式6注中「社債券」の右に「，金銭信託」を，「総額」の右に「(金銭信託については，元本の総額)」を加え，同様式6を同様式5とし，同様式7を同様式6とし，同様式8を同様式7とし，同様式9を同様式8とし，同様式10を同様式9とする。

第2号様式4中「，貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め，同様式4(3)及び同様式5を削り，同様式6注中「社債券」の右に「，金銭信託」

を、「総額」の右に「(金銭信託については、元本の総額)」を加え、同様式6を同様式5とし、同様式7を同様式6とし、同様式8を同様式7とし、同様式9を同様式8とし、同様式10を同様式9とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(市会事務局政務調査課)